

## 第5回審議会後の追加提出意見一覧

意見 NO	該当箇所	委員意見	対応又は変更案
1	人権教育・啓発の基本的視点 第2部	<p>次の文章を、基本的視点に追加。</p> <p>(7) 当事者のニーズや主体性の尊重</p> <p>人権教育・啓発にたずさわる者は、つねに、人権侵害を受けた当事者の人たちが、いったい何を望んでいるのか、そして、どのように生きていきたいと思っているかという、その人たちが抱えている具体的なニーズや意見について、十分に汲みあげるように努めます。</p> <p>そして、多様な人権課題を抱える当事者の人たちもまた、人権教育・啓発の主体として、施策の立案・実施・評価の様々な過程に参画できるような態勢を、市民とともに作り上げていきます。</p>	<p>意見No. 1及び2の各前段について、趣旨を踏まえ、下記【案】のとおり、基本的視点の(7)としてまとめて記載します。</p> <p>両意見の各後段は、推進体制等の具体的手法であり、答申案、第2部6 推進体制の【関係機関、市民等との連携・協働】の中で、同趣旨の事項が含まれているため、修正・追記は行わないものとします。</p> <p>【案】 人権教育・啓発の基本的視点の7号に次のとおり追加</p> <p>(7) 人権教育・啓発の「正しい知識」の更新と人権に関する実情の把握</p> <p>人権の概念は、人権を取り巻く環境の変化や、人権獲得への不断の努力により、広がり、深化し得るものです。したがって、現時点における「正しい知識」も、常に新たな見直しを必要としています。</p> <p>正しい知識を更新していくためには、人権概念の広がりや深化の状況を踏まえるとともに、人権課題を抱えている当事者や、関係機関、関係団体等との連携の推進により、実状や課題の共有に努め、人権教育・啓発に活かしていきます。</p>
2	基本的な考え方 人権教育・啓発の基本的な方策	<p>次の文章を、教育・啓発の基本的な方策に追加。</p> <p>(4) 人権教育・啓発のための「正しい知識」の絶えざる更新</p> <p>人権の内容は、時代や社会の変化とともに拡大し、深化していくものです。したがって、現時点における「正しい知識」も、人権を取り巻く環境の変化や、人権獲得への不断の努力により、つねに新たな見直しを必要としています。</p> <p>そうした要請に対応するために、人権課題を抱えている当事者、および当事者の実情をよく知る民間団体やNPOによる差別の実態把握や課題認識の共有や、人権問題にかかわる専門家との連携を推進することによって、人権教育・啓発のための「正しい知識」の絶えざる更新に努めます。</p>	

意見 NO	該当箇所	委員意見	対応又は変更案
3	人権擁護に関する基本的な方策	<p>次の文章を、擁護の基本的な方策に追加。</p> <p>(5)人権課題の解決にむけた体制の構築</p> <p>人権教育・啓発の推進および施策の立案・実施にあたっては、個々の人権課題ごとに、当事者・関係団体・市民の代表等からなる「推進会議」と関連部課とのあいだで協議の上、短期ないし中期の「今後の取り組み」を策定します。また、その結果、どのような成果が上がり、どのような課題が見えてきたのかについては、毎年、具体的な形で「白書」にまとめるとともに、「市民オンブード」のような制度を導入して、検証および「報告会」を行います。</p>	<p>推進体制については、答申案、第2部 6 推進体制の【基本方針の進捗管理】及び【全庁的な推進体制】に記載しており、基本的な追記・修正は行わないものとします。</p> <p>ご提案の具体的な手法については、今後、具体的に推進する中で検討していきます。個人人権課題は、当該分野においてそれぞれ当事者の意見を聴いたり、個別計画を策定したりしているため、ご提案の手法は、現実的に実施困難なもの、検討を要するものも含まれています。ご提案のうち、白書については、今後、内容等に一定の改善をする予定であり、ご提案の趣旨も含めて検討していきます。</p>

意見 NO	該当箇所	委員意見	対応又は変更案
3	<p>第3部 身近な人権問題の現状と課題</p>	<p>推進会議および審議会において問題提起された、「身近な人権問題の現状と課題」についての具体的な内容がまったく掲載されていません。この点について、私は、審議会ですら毎回のようには発言し、重要なもののいくつかについては掲載するようにとの意見を述べています。この意見に対して、他の委員のなかから特に反論は出ていません。</p> <p>そもそも、本方針の第2部と第3部は重要な対の関係にあり、審議会では、推進会議および審議会において問題提起された、「伊丹市民にとっての身近な人権問題の現状と課題」への対処の方向性を示すためにこそ、第2部を作成したにもかかわらず、第3部からその具体的事例がすべて削除されてしまっていることに、大きな疑問を禁じ得ません。</p> <p>したがって、推進会議および審議会において問題提起された、以下の諸事例に係る「現状と課題」にかんする記述を第3部へ組み入れるよう、再度、要請いたします。</p> <p>[総論] 「人権教育を進めていくにあたって市民の参画と協働がうたわれており、庁内の推進体制も大事になってくるので、関係機関との連携、関係機関と課題を共有しあって、それを具体的施策策定、評価、そういうようなものや情報を共有できるような体制が大事だと思う」</p> <p>第3部 身近な人権問題の現状と課題</p> <p>[女性の人権] ・男女共同参画施策「市民オンブード」の評価 ・ひとり親児童扶養手当の申請窓口でのハラスメントの疑い事例</p> <p>[子どもの人権] ・子どもオンブズパーソンの必要性 ・人権相談に子どもが来ないという問題 ・親も、相談に行こうと思っても、結局いけないでいるケースがある ・学校での性的マイノリティへの対応 ・同和教育の評価について</p>	<p>今回の基本方針の見直しは、人権教育・啓発の施策の基本的な方向を示そうとするもので、個別の具体的施策や取組は、個別計画等で対応しているものも多く、新たな方針ができた後も、その定める基本的視点や基本的方策に則って、具体的に推進されていきます。現行の基本方針では、個人人権課題の中に、制定時に定めた具体的取組が入っていますが、基本的な方向性を示すことが目的で短期には改定を予定していない基本方針において、10年の間に、当事者を取り巻く状況変化や法制度、基本的な施策の変更等と、それらを受けた個別計画・個別施策の変更等が進む中で、実際の施策・制度、当事者ニーズ等と乖離が生じています。</p> <p>従って、今回の基本方針では、当初よりご説明しているとおりの基本的な考え方・姿勢を示すことを中核とし、具体的な施策・取組については記載せず、今後、施策を推進する中で検討していくこととしています。</p> <p>推進会議で出たご意見で総論や個別課題の現状と課題等に反映させていただいているものもあり、推進会議でも、意見が取り入れられている、個別課題についてこの内容でよい、などのご意見もいただいております。具体的な施策・取組については、新方針の趣旨に基づき、個別具体に取り組みされていくものと概ねご理解いただいていると考えています。</p> <p>委員が抽出された事項のうち、総論の推進体制については、答申案の第2部の、6 推進体制の【関係機関、市民等との連携・協働】の中で、同趣旨の記載があり、そこに含まれております。</p> <p>また、その他の意見のうち、男女共同参画市民オンブードの言及や、学校での性的マイノリティへの対応などについては、答申案の第3部 身近な人権問題の現状と課題の該当項目に追記しました。</p> <p>個別の事例等については、本方針には馴染まないものとして追記等はありませんが、推進会議からいただいた個別課題ごとの取組やご意見として、新方針の趣旨と併せて、関係課と共有し、今後の施策や取組、対応等の充実、改善に活かしていく予定です。</p>

意見 NO	該当箇所	委員意見	対応又は変更案
		<p>[高齢者の人権]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの役割のPR</li> <li>・解放運動の成果(ワクチン接種での)</li> </ul> <p>[障害のある人の人権]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の障害者枠での採用試験における配慮が不十分だったケース</li> <li>・「当事者の意見を聞く」「子どもの目を大事にする」ことの意義</li> <li>・「子どもは柔軟で溶け込んで五感で、全身で障害者の問題に理解していく。大人は学ぶべきだと思う」</li> <li>・発達障害、虐待被害者、不登校などの人(子ども)を地域でケアすることの困難</li> <li>・「市で手話言語条例を一昨年につくって制定したが、もう少し積極的にさまざまな課で生かすことを考えてほしい。」</li> </ul> <p>[同和問題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別落書き事象への対応の問題</li> <li>・市で計画されている部落問題の歴史を教える常設展示の必要性</li> <li>・「市職員・教職員、なかでも課長級以上に対しての人権意識の向上が大事」</li> </ul> <p>[外国人の人権]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ接種券の通名での送付による本人確認困難のケース</li> <li>・外国人向けの常設の相談・支援センター(窓口)の必要性</li> <li>・ニューカマーとオールドカマーでの抱えている問題の違い</li> <li>・「子ども・障害者・外国人ということで縦割りでなく、多面的に支援するしくみがほしい」</li> </ul>	